

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

砥部町は、愛媛県の中央に位置し、北部は県都松山市に一級河川重信川を隔て接し、西部は伊予市及び松前町、東部は久万高原町、南部は内子町に接する内陸地である。本町の人口は、7年現在で約2万人であり、近年、人口減少が進み、今後も減少傾向で推移するものと見込んでいる。本町北部の砥部地域は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れ、盆地状の地形が広がり、南部の広田地域に向かうにつれ標高が高くなり、広田地域は、高峰に囲まれた山間地域になっている。北部の砥部地域には、国の伝統的工芸品に指定され、250年の歴史を誇る砥部焼（窯業）を中心とした製造業をはじめ、卸売業、小売業、建設業等が、南部の広田地域には、自然条件を活かした農林業が多く集積している。本町における産業ごとの従事比率は、経済センサス基礎調査によると、卸売・小売業が26.5%、製造業が17%、建設業が9.7%となっており、陸海空の交通インフラの整備が進んでいる県都松山市へのアクセスの良さから卸売・小売業が最も多く、次いで、窯業が盛んであることから製造業、公共事業を中心とし、雇用を支えるうえで重要な役割となる建設業が続いている。また、本町の民間事業者数は、約820事業所であり、そのほとんどを中小企業が占めており、多様な業種の中小企業が本町の経済を支えている状況にある。なお、本町の常用有効求人倍率は、令和6年12月時点で0.94となっており、近年、大きな変動もなく横ばいで推移している。現在、砥部町の中小企業は、減少傾向にあり、さらに、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、平成30年度より中小企業振興資金制度を創設し、町内中小企業の設備投資の支援を図っているところではあるが、引き続き、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、砥部町は県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間内に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、砥部焼（窯業）を中心とした製造業をはじめ、卸売業、小売業、医療業、農林業等多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

砥部町の産業は、北部の砥部地域から南部の広田地域にかけて幅広く多岐にわたる業種が集積しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

砥部町の産業は、製造業をはじめ、卸売業、小売業、医療業、農林業と多岐に渡り、多様な業種が砥部町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。